

更新日：2026-07-09

対象：造船・船用工業分野で特定技能1号の受入れを検討する企業／登録支援機関／採用・総務担当者

目的：2026年7月2日公布・施行の基準改正を踏まえ、申請前に公式資料・業務区分・協議会対応・委託先との

※本資料は、出入国在留管理庁の公式ページ・告示PDF・新旧対照表に基づく一般的な整理です。

※「造船・船用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の入管庁ページで「追って掲載」とされています。

※具体的な対象範囲、必要書類、協議会対応、委託先との責任分担は、申請類型・現場実態により個別確認が必

0. まず結論（ここだけ押さえる）

- ☐ 入管庁の公式ページで、造船・船用工業分野の基準改正を確認した
- ☐ 公布日・施行日が 2026-07-02 であることを社内の制度メモへ反映した
- ☐ 告示PDFと新旧対照表PDFを保存し、改正箇所の確認担当者を決めた
- ☐ 自社の事業・現場・職務内容が造船・船用工業分野の対象に該当するか棚卸しした
- ☐ 公式ページで「運用要領は追って掲載」とされているため、未掲載部分を断定していない
- ☐ 登録支援機関・行政書士・社内責任者との確認フローを作った

1. 公式情報と施行日

【公式ページ】

- 出入国在留管理庁「特定技能制度の造船・船用工業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の改正について」
- 告示PDF「造船・船用工業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準」
- 新旧対照表PDF

【日付】

- 公布日：2026-07-02
- 施行日：2026-07-02

【注意】

- 公式ページでは、関連する運用要領は「追って掲載」とされている
- したがって、現時点では告示・新旧対照表で確認できる範囲と、後続の運用要領で確認すべき範囲を分ける

2. 受入企業側の棚卸し

【自社・現場の確認】

- ☐ 造船・船用工業分野に該当する事業・現場か確認した
- ☐ 雇用契約の相手方（特定技能所属機関）が誰か明確にした
- ☐ 職務内容、就労場所、指揮命令系統、委託・請負関係を説明できる
- ☐ 関連業務と主たる業務を混同していない

【採用計画への反映】

- ☐ 求人票・社内稟議・候補者説明資料に古い前提が残っていない
- ☐ 入国・在留資格申請・就労開始の予定日と、2026-07-02施行の改正を照合した
- ☐ 登録支援機関へ委託する場合、支援計画・費用・役割分担が最新前提になっている

3. 申請・委託前の確認フロー

- ☐ 入管庁ページ・告示PDF・新旧対照表PDFを確認する担当者を決めた
- ☐ 国土交通省・分野所管省庁・協議会等の後続情報を確認する担当者を決めた
- ☐ 行政書士へ依頼する場合、行政書士法上の業務範囲を踏まえ、丸投げではなく社内確認者を置いた
- ☐ 登録支援機関へ委託する場合、支援実施体制・定期面談・記録管理・相談対応の証跡を残す
- ☐ 運用要領が掲載されたら、この記事・社内資料・求人票を再点検する

4. よくあるリスク

- 公式ページの「追って掲載」部分を、既に確定した運用として説明してしまう
- 造船・船用工業に該当しない周辺業務まで対象と誤認する
- 登録支援機関・行政書士・紹介会社の説明と、公式PDFの内容を照合していない
- 候補者への説明資料に、施行日や対象範囲の古い記載が残っている
- 協議会・分野所管省庁の後続案内を確認する担当者がいない

公式一次情報（必ず最新版で確認）

- ・ 特定技能制度（更新情報） | 出入国在留管理庁
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/index.html>
- ・ 特定技能制度の造船・船用工業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の改正について | 出入国在留管理庁
https://www.moj.go.jp/isa/03_00196.html
- ・ 告示PDF | 出入国在留管理庁
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001465703.pdf>
- ・ 新旧対照表PDF | 出入国在留管理庁
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001465702.pdf>
- ・ 特定技能1号の分野ごとの受入れ見込数や在留者数等 | 出入国在留管理庁
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001465883.pdf>

相談先：
丸忠物産有限会社 人材事業部（HR）
<https://hr.maruchu-bussan.co.jp/>